

# 令和7年度（2025年度）

## 保育所等入所の手引き

### 申込受付

① 新年度受付（令和7年4月から入所）

受付期間 令和6年11月1日（金）～11月15日（金）9時00分～17時00分  
（11月2日（土）、3日（日）4日（祝月）、9日（土）除く）

令和6年11月10日（日） 8時30分～正午まで

受付日	11月1日（金）	5日（火）	6日（水）	7日（木）	8（金）～15日（金）
対象クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	全クラス

※ きょうだいは同時にお申し込みください。

年齢が上のお子様の受付日をご利用ください。

② 年度途中入所受付（毎月1日入所）

受付期間 入所希望月の3か月前から前月10日（10日が土日祝日の場合はその前日）まで。

【例 8月1日入所の場合 ⇒ 5月1日～7月10日】

\* 職場復帰等で令和6年12～3月の途中入所を希望する方は、新年度受付期間中に同時に申し込みをして下さい。（令和6年12月入所の申込み締切は11月10日です）

\* 必要書類に不備があると受理できない場合があります。提出前に再度ご確認をお願いします。

③ 申込受付場所 羽生市役所 1階 児童保育課

令和7年度クラス年齢表

クラス年齢	生年月日
5歳児	H31（2019）.4.2 ～ R2（2020）.4.1
4歳児	R2（2020）.4.2 ～ R3（2021）.4.1
3歳児	R3（2021）.4.2 ～ R4（2022）.4.1
2歳児	R4（2022）.4.2 ～ R5（2023）.4.1
1歳児	R5（2023）.4.2 ～ R6（2024）.4.1
0歳児	R6（2024）.4.2 ～ R7（2025）.4.1

\* 4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

\* 入所申込は、申し込み時点で生まれているお子様が対象です。



®

【お問合せ】 羽生市 児童保育課 児童保育係

TEL：048-561-1121（内線 175～178）

# 目 次

1	保育所、認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	保育認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	保育を必要とする事由・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	保育の必要量・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	申込受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	育児休業中に入所申込をする場合・・・・・・・・	3
7	保育所等入所申込の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・	4
9	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	6
10	給食費（主食費・副食費）について・・・・・・・・	8
11	入所決定後について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
12	入所後の届出と注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	9
13	市内保育所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	10
14	市外の保育施設を希望する場合・・・・・・・・	13
15	市外の方が羽生市内の保育所等を希望する場合	14

## 1 保育所、認定こども園とは

保育所、認定こども園（以下、「保育所等」という）は、保護者が就労や疾病等の理由で子どもを家庭で保育することができない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

## 2 保育認定について

保育所等を希望される方全員が保育認定（2号認定：満3歳以上、3号認定：満3歳未満）を受けていただく必要があります。また、現在、教育認定（1号認定）を受けている方が、保育認定を受ける場合も手続きが必要です。

認定区分	要件
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育を必要とする理由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育を必要とする理由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

※保育認定は、保育が必要であるということの認定であり、保育所等の入所決定ではありません。

## 3 保育を必要とする事由

保育認定を受けるには、羽生市に住所があり、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

保育を必要とする事由		
1	就労	児童と離れて家事以外の仕事をする事が日常であること(月64時間以上) ※休憩時間を除いて月64時間未満の場合は「求職活動」の扱いとなります。
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は、出産後の間がないこと(出産予定月1か月前、産後2か月まで入所可能)
3	疾病等	身体的、精神的に疾病・障がい有していること
4	看護等	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること
5	災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧に当たっていること
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)をしていること(入所より2か月まで入所可能)
7	就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること(職業訓練を含む)
8		育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続入所が必要であること ただし、育児休業終了後に復職することが決定している場合のみとなります。 なお、継続入所を認めることができる期間は、出生した児童が満1歳に達する日の属する年度の末日までです。

## 4 保育の必要量

保育を必要とする事由及び就労等の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分類され、それぞれの利用区分により利用可能時間が異なります。

利用区分	利用可能時間	保育を必要とする事由
保育標準時間	1日最長11時間の利用が可能	就労（休憩時間を除いて、月120時間以上の就労）、妊娠・出産、疾病等、看護等、就学
保育短時間	1日最長8時間の利用が可能	就労（休憩時間を除いて、月64時間以上120時間未満の就労）、求職活動

### \*注 意\*

ここで認定されるのはあくまで、「最大で施設を利用することのできる時間」となります。そのため、実際の利用時間は保護者の就労時間や疾病の状況等の実情に応じた保育が必要とされる時間となります。

## 5 申込受付期間

### (1) 4月からの入所を希望する場合

(受付期間)

令和6年11月1日(金)～令和6年11月15日(金)

9時00分～17時00分

※11月2日(土)、3日(日)4日(祝月)、9日(土)除く

ただし、11月10日(日)は午前8時30分から正午まで受付

受付日	11月1日(金)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8(金)～15日(金)
対象クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	全クラス

(申込場所)

羽生市役所 1階 児童保育課

### (2) 5月以降の入所を希望する場合

(受付期間)

入所希望月の3か月前から前月10日(10日が土日祝日の場合はその前日)まで

【例 8月1日入所の場合 ⇒ 5月1日～7月10日】

8時30分～17時15分

(申込場所)

羽生市役所 1階 児童保育課

## 6 育児休業中に入所申込をする場合

育児休業中に申込をして入所が決定した場合、入所月の翌月までに育児休業を終了し、職場へ復帰することが入所の条件となります。

例) 4月1日入所の場合、5月末日までに職場復帰

### **\*注 意\***

職場復帰後に、必ず復職証明書を児童保育課へ提出いただき、復職日を確認させていただきます。提出がない場合、退所となります。

育児休業中(4月入所希望の場合、5月末日までに職場復帰を予定していない時)の転園は認められません。

## 7 保育所等入所申込の流れ

申込書配布



★申込書類は、児童保育課で配布します。  
★希望する保育所等へお子様と一緒に、事前に見学をお願いします。  
特に、食物アレルギーや健康に関すること、また日常生活において留意している点等ある場合には、施設見学の際に施設担当者へ必ず説明してください。  
★見学の日時を事前に電話で各保育所等へご確認の上、別添保育所等見学申請書をご提出ください。  
\*見学をしない場合には、入所選考いたしかねます。

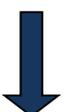
申 込



- 書類確認
- 支給認定
- 入所選考

★必要書類に不備がある場合は、支給認定の対象外となり入所選考ができませんのでご注意ください。  
★受付期間内に必ずご提出ください。  
★申込児童の健康状態により、面談を行う場合があります。  
★申込内容(就労証明等)に虚偽があった場合、入所選考から除外されます。  
★利用の可否については申込の順番や抽選で決定するものではありません。

結果通知



【4月入園希望の方】  
★1月下旬頃(予定)に選考結果の通知を発送します。  
【年度途中入所希望の方】  
★入所希望月の前月下旬頃、内定した方には通知を発送します。



## 入園説明会



## 入 所

### 【共通事項】

- ★入所が保留となった場合、申込みはその年度末まで有効となりますので、翌月以降も毎月選考を実施します。ただし、新年度の申込みは改めて必要になります。
- ★「保育保留通知書」は申込月のみ郵送します。
- ★電話での連絡はいたしません。

- ★施設の利用が内定しましたら、施設で説明会があります。

毎月 1 日

### \*注 意\*

- (1) 利用開始日より前に「ならし保育」をすることはできません。
- (2) 申込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに児童保育課へご連絡ください。
- (3) 保育の必要性の認定基準を満たさなくなったときや、入所の意思がなくなった場合には「施設利用申込取下書」を提出してください。

## 8 必要書類

- ① 教育・保育給付認定申請書
- ② 保育利用申込書
- ③ 申告書
- ④ 入所申込に係る確認書
- ⑤ 保育を必要とする事由を確認するための書類

\*保護者(父・母)それぞれの提出が必要です。\*

事由	必要書類
就労（月64時間以上）	就労証明書（※休憩時間を除き、月64時間以上） 開業届等の写し（※自営業の場合）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し （※表紙及び出産予定日が明記されたページ）
疾病等	医師の診断書（※ <u>保育が困難な旨の明記がされたもの</u> ）または、 身体障がい者手帳、療育手帳 等
看護等	医師の診断書（※ <u>看護が必要な旨明記されたもの</u> ）または、 同居家族を看護している場合、身体障がい者手帳 等
就学	在学証明書もしくは学生証の写し及び時間割等の写し

⑥ 該当する場合のみ必要となる書類

必要となる方	必要書類
児童の兄弟が幼稚園等(保育所、認定こども園以外)に在園している方	在園証明書 ※提出があれば、利用者負担額(保育料)を軽減することができます。
離婚調停中または裁判中の方で、離婚を前提に別居している方	離婚調停中または離婚裁判中であることが確認できるもの(裁判所発行書類)の写し
65歳未満の祖父母等と同居している方	家庭状況調査書
育児休業中の方	復職証明書
令和5年1月2日以降に羽生市へ転入した方	入所手続きの際にマイナンバーの記載・提示

【留意事項】

- 上記書類は児童1人につき1枚ずつ提出してください。  
なお、きょうだい同時入所申込の場合、⑤・⑥は原本1部とコピーで構いません。
- 必要書類に不備がある場合は受理できない場合があります。
- 虚偽の申込みをした場合、入所選考の対象外になります。また、入所決定後において、虚偽の申込みが判明した場合には、その決定は取り消され、退所となります。

## 9 利用者負担額（保育料）について

児童が保育所等の利用を開始した場合、毎月、保育料を納付いただきます。納付先は、施設によって異なります。

**保育所、保育園** ⇒ 羽生市へ納付  
※毎月月末納期限（納期限が土日祝日の場合はその翌日）  
※口座振替にご協力願います。

**認定こども園** ⇒ 施設に納付  
※納付方法は各施設にお問い合わせください。

### （１）保育料の算定

保育料の金額は、児童の教育・保育給付認定区分、年齢、扶養義務者の税額（合計額）をもとに算定します。

- ①児童の教育・給付認定区分：保育短時間認定と標準時間認定とは保育料が異なります。
- ②年 齢：年度当初（４月１日現在）の年齢により、保育料が異なります。年度途中で３歳になった場合でもその年度末までは２歳児（３号認定）として保育料を納付していただきます。
- ③扶 養 義 務 者：原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。
- ④税 額：施設を利用する月に応じて、前年度又は当年度の市町村民税の所得割・均等割額での算定となります。
- ⑤算 定：父母２人の市町村民税の所得割・均等割額の合計額になります。  
ただし、ひとり親家庭で、児童と同居している祖父母がいる場合には、その祖父母が家計の主たる生計維持者となり、算定に含まれることがあります。

	施設を利用する月	市町村民税該当年度
利用月と市町村民税年度	４月から８月まで	① 令和６年度（前年度）市町村民税額（令和５年１月１日～１２月３１日の収入が算出根拠）
	９月から３月まで	② 令和７年度（当年度）市町村民税額（令和６年１月１日～１２月３１日の収入が算出根拠）

## (2) 保育料の注意事項

○公立、私立ともに保育料は同じです。

○保育料は1か月単位となっており、月の初日に在籍していれば、実際の登園状況に関わらず1か月分の保育料がかかります。月途中の退園の場合でも、保育料は日割計算されません。

○所得の申告をしていない方は申告手続きが必要です。

○市町村民税が確認できない場合、保育料は上限額となります。

○3～5歳児クラスの園児の保育料は無償となりますが、別途主食・副食費の実費徴収があります。

○施設により異なりますが、入所時の「通園バック、体操着、園服、帽子代」等や毎月の「主食・副食費、行事代」等、実費徴収があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

## (3) 利用者負担額（保育料）の軽減（2・3号認定）

①市町村民税所得割額（合計）が57,700円未満の世帯の場合  
上の子の年齢に関わらず、

・第2子 → （該当する保育料の）半額	・第3子以降 → 無料
---------------------	-------------

②ひとり親世帯等に該当し、市町村民税所得割額（合計）が77,101円未満の世帯の場合  
上の子の年齢に関わらず、

・第1子 → （該当する保育料の）半額	・第2子以降 → 無料
---------------------	-------------

③保育所等を同時に利用する児童が複数いる場合

・第2子 → （該当する保育料の）半額	・第3子以降 → 無料
---------------------	-------------

④3人以上の子どもが同居している世帯で、3人目以降の子どもが満3歳未満の場合

・第3子以降 → 無料
-------------

\*別途申請が必要です。

申請書類を入所決定通知書に同封いたします。

※保育料の詳細は、ホームページをご確認ください。

## 10 給食費（主食費・副食費）について

給食費（主食費・副食費）は、保護者の負担になります。

3～5歳児クラスの給食費は施設で徴収します。0～2歳児クラスの子どもの給食費は保育料の一部として負担していただきますので、別途お支払いをする必要はありません。

給食費の負担額、支払い方法は施設により異なります。

### （1）副食費免除について

施設が徴収を行う副食費は、保護者の収入（市町村民税額）やきょうだいの人数により免除の対象となる場合があります。副食費免除の対象の方には別途通知します。

- ① 年収約360万円未満相当世帯の場合は、第1子のお子さんから副食費免除の対象となります。副食費免除の判定に用いる市町村民税は、保育料の算定と同様の基準となります。

※年収約360万円相当…（ひとり親世帯等）市町村民税所得割課税額が77,101円未満

（ひとり親世帯等以外）市町村民税所得割課税額が57,700円未満

- ② 保育所等や幼稚園をきょうだいで同時利用する場合、3人目以降のおさんは、副食費免除の対象となります。

※例 5歳児、4歳児、3歳児同時保育所利用 → 3歳児は副食費免除

小2、5歳児、4歳児 → 免除対象外（同時利用の第3子はいないため）

※ 1号認定の副食費免除の基準は異なります。別途、お問い合わせください。

## 1 1 入所決定後について

- (1) 入所後の一定期間は、集団生活に慣れるまで徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を実施するため、保育時間が短くなります。あらかじめご了承ください。  
（「ならし保育」は概ね1週間～1か月程度ですが、児童の状況により延長する場合があります）
- (2) 「求職活動中」で申込みをした方は、入所後2か月以内に児童保育課へ就労証明書を提出してください。

## 1 2 入所後の届出と注意事項

- (1) 入所後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに児童保育課へ届出をお願いします。

住所変更（市外転出、転居）、連絡先、家族構成、妊娠、出産、結婚、離婚、死亡、別居、退職、勤務先等就労状況、市区町村民税課税状況

届出により、認定（保育時間）変更になる場合があります。認定変更は毎月10日（土日祝日の場合は前日）締め切り、翌月からの認定変更となります。

- (2) 退職後、すぐに求職活動を行う場合、児童保育課へ認定変更の申請を提出してください。  
なお、入所から2か月以内に就労証明書を提出できない場合は退所となります。

## 13 市内保育所等一覧

### ◎公立保育所

保育所名	所在地	定員 (人)	申込可能 年齢 <sup>※2</sup>	標準保育時間 <sup>※2</sup> (短時間)	(短時間向け) 延長保育		電話番号
					朝	夕方	
第1保育所	中央1-3-23	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-3572
第3保育所	北2-5-22	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-1021
新設保育所	上岩瀬 1796-1	65	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	

※1 児童や家庭の状況により申込可能年齢及び保育時間が異なる場合があります。予めご了承ください。

※2 新設保育所とは、現第6第7保育所を統合し、新しく設置される保育所のことです。

新設保育所の保育内容のことでご質問がありましたら、第7保育所（048-561-9288）へお願いします。

※3 令和6年度中の見学は第6又は第7保育所で行います。

### ◎私立保育園・認定こども園

保育所名	所在地	定員 (人)	申込可能 年齢 <sup>※2</sup>	標準保育時間 <sup>※2</sup> (短時間)	延長保育		電話番号
					朝	夕方	
いずみ保育園	藤井下組 1013-1	250	生後 5ヵ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00	19:00	048- 565-2020
須影保育園	須影757	150	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00	19:00	048- 561-1029
きむら 認定こども園	上手子林 76-3	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00	19:00	048- 565-2114
とねの会 こども園	上川俣87	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00	19:00	048- 561-6200
認定こども園 建福寺幼稚園	南1-3-12	120	1歳児～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-2209
かなくほこども園 キラリ	北荻島 430-1	90	生後 5ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	19:00	048- 565-3675

※1 児童や家庭の状況により申込可能年齢及び保育時間が異なる場合があります。予めご了承ください。

施設名	送迎バス	一時保育	保育方針	その他	土曜保育時間 (希望者)
公立 保育所 (第1、3)	無	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康で明るい、感性豊かな子どもを育てる</li> <li>子どもの健全育成のため、子育て支援をする</li> </ul>	○子育て電話相談	
いずみ 保育園	有 土曜日は無し	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身ともに健やかで、思いやりの心を持ち、体験を通して何事にも前向きに取り組める子</li> </ul>	○子育て支援センター 「いずみっこくらぶ」 ○体験学習 ○英会話・体操教室・お茶のおけいこ ○課外教室（スイミング・コスモスボートクラブ・フィフス英会話）	通常8:00～ 17:00 延長7:30～ 18:00
須影 保育園	有 土曜日は無し	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康で明るく優しい子、自分のことは自分でし、人に迷惑をかけない子、我慢強い子どもに育てる</li> </ul>	○子育て支援センター 「ふたばくらぶ」 ○すかげ児童クラブ（学童保育）併設 ○体力向上（体操・スイミング・マラソン） ○食育（自園畑での野菜作り・調理体験）の充実	通常8:00～ 16:00 延長7:00～ 18:00
きむら 認定 こども園	無	有	○一人ひとりの個性を大切に主体性を育てる <ul style="list-style-type: none"> <li>健康でたくましい子</li> <li>友だちとなかよくできる子</li> <li>自由な表現ができる子</li> <li>感性が豊かな子</li> </ul>	○外遊びの充実 ○体験学習 ○英会話・体操教室 ○課外教室（スイミング・英語教室・体操教室・ピアノ教室） ○子育て支援センター 「なかよしひろば」 ○南羽生学童クラブ併設 ○園のホームページをご覧ください。 	通常8:30～ 16:30 延長7:00～ 18:00

施設名	送迎バス	一時保育	保育方針	その他	土曜保育時間 (希望者)
とねの会 こども園	有 土曜日は無し	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四季の中で五感を育む</li> <li>・明るく素直な 元気な子を育む</li> <li>・心豊かな実りある保育</li> <li>・未来に生きる力を育む</li> </ul>	<p>○とねの会こども園ホームページ、 Instagramをご覧ください</p> <p>○自然を活かし遊びの中から学べる 環境</p> <p>○ちびっこ農園、自然探索ができる 築山、ふわふわドーム等</p> <p>○食育(栄養教諭)、保健衛生指導(看護 師)、育児相談等(臨床心理士、 保育教諭)</p> <p>○子育て支援センター 「ぶち ToNe」</p>	通常8:00～ 16:00 延長7:30～ 17:00
認定 こども園 建福寺 幼稚園	有 土曜日は無し	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちの恵みに感謝し、他者への優 しさとかしこさをあわせ持つ子ど もの育成</li> </ul>	<p>○英語、体操、ピアノ、花まる教室 などの課外活動の詳細については ホームページをご覧ください。</p>	通常8:30～ 13:00 延長7:30～ 18:30 (事前予約制)
かなくぼ こども園 キラリ	有 土曜日は無し (乗車は 年少児 から)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うれしい時には笑い かなしい時に は涙を流し くやしい時には闘志 を燃やし 心豊かに生きる力を育 てる</li> </ul>	<p>○子育て相談</p> <p>○課外教室(体育クラブ、スイミン グ、英語、ピアノ、リトミック)</p> <p>○身体に優しい自園給食</p>	通常8:30～ 13:00 延長7:30～ 18:30

## 14 市外の保育施設を希望する場合

羽生市外には保育所や認定こども園の他に、小規模保育施設や家庭的保育施設等の種別の違う保育施設もあります。

転出予定である、市外に勤務先がある等の理由で羽生市以外の保育施設を希望する場合も、羽生市へ申込みとなります。

市区町村によって条件、必要書類や受付期間が異なります。事前に希望保育施設のある市区町村の担当課に条件、必要書類や受付期間を確認の上、お申込みください。

施設の見学については、希望保育施設のある市区町村にご確認ください。

### ○必要書類

- ・「8 入所申込必要書類」(P4～5参照)
- ・希望先の市区町村で必要となる書類

### ○羽生市から転出予定の方

羽生市への申込みとなりますが、転出前からあらかじめ転出先市区町村に入所を申込みすることができる場合があります。

ただし、入所希望月の前月末までに、転出先の市区町村に住民登録と転出先市区町村での保育施設の申込書等の提出が必要となります。あらかじめ転出先の市区町村に直接ご確認ください。

## 15 市外の方が羽生市内の保育所等を希望する場合

羽生市内の保育所等を希望する場合は、住民登録のある市区町村の保育所担当課で申し込みを行ってください。入所申込みにあたり、使用する様式は住民登録のある市区町村でご確認ください。

住民登録地が羽生市以外の方は、羽生市内に勤務地がある、羽生市に転入が決まっている場合申込みができます。

### ○受付期間

4月入所 ⇒ 令和6年11月1日（金）～令和6年11月15日（金）

5月以降入所 ⇒ 入所希望月の3か月前から前月10日（土日祝日の場合は前日）まで

\*上記期間内に羽生市児童保育課に届くことが条件です。

### ○希望施設の見学

羽生市内の保育所等を希望する方は、希望保育所等へ事前に見学へ行ってください。

特に食物アレルギーや健康に関する事等、日常生活において留意している点がある場合には、施設担当者へ必ず説明してください。

### ○提出書類

- お住いの市区町村で必要となる書類
- 転入に関する誓約書（転入予定者のみ）
- 住所や転入時期が確認できる売買契約書または賃貸借契約書等のコピー、もしくは既に羽生市に住民登録のある世帯と同居予定の場合は同居同意書（転入予定者のみ）

### ○羽生市内への転入予定の方

入所希望月の前月末日までに以下の手続きを済ませることが条件となります。

- 羽生市に住民登録をする。
- 転入後に、羽生市児童保育課で羽生市の様式で保育所等の申込をする。